

**香川県条例第21号**

警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年香川県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
(特殊勤務手当の種類等)					(特殊勤務手当の種類等)				
第2条 略					第2条 警察職員の特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。				
					(1)～(10) 略				
					(11) 海上取締等手当				
					(12)・(13) 略				
					2 警察職員の特殊勤務手当が支給される職員の範囲及び支給額は、別表のとおりとする。				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
種類	受給者の範囲	単位	支給額		種類	受給者の範囲	単位	支給額	
1～10	略				1～10	略			
11 海上取締等手当	(1)	略			11 海上取締等手当	(1)	略		
	(2) 遠隔地の離島の周辺海域において海上保安庁の巡視船に乗り組んで行う水上警戒の業務に従事する者	日額	夜間	1,650円		日額	1,100円		
昼間			1,100円						
12・13	略				12・13	略			

**附 則**

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表11の項の規定は、令和5年4月1日から適用する。